

徳島県老人福祉法施行細則に規定する別に定める様式を定める要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、老人福祉法施行細則（平成12年徳島県規則第86号）に規定する別に定める様式を定めるものとする。

(様式)

第2 老人福祉法施行細則第16条の規定により別に定める様式は、次の表のとおりとする。

番号	様式の種類	様式	老人福祉法施行細則関係条項
1	老人居宅生活支援事業開始届	様式第1号	第2条
2	老人居宅生活支援事業変更届	様式第2号	第3条
3	老人居宅生活支援事業廃止（休止）届	様式第3号	第4条
4	老人デイサービスセンター等設置届	様式第4号の1	第5条
5	養護老人ホーム設置届	様式第4号の2	第6条第1項
6	特別養護老人ホーム設置届	様式第4号の3	第6条第2項
7	有料老人ホーム設置届	様式第4号の4	第15条第1項
8	養護老人ホーム設置認可申請書	様式第5号	第6条第3項
9	特別養護老人ホーム設置認可申請書	様式第6号	第6条第4項
10	老人デイサービスセンター等変更届	様式第7号の1	第7条
11	老人ホーム事業変更届	様式第7号の2	第8条第3項
12	有料老人ホーム事業変更届	様式第7号の3	第15条第2項
13	老人ホーム入所定員減少（増加）届	様式第8号	第8条第1項
14	老人ホーム入所定員減少（増加）認可申請書	様式第9号	第8条第2項
15	老人デイサービスセンター等廃止（休止）届	様式第10号の1	第9条
16	老人ホーム廃止（休止）届	様式第10号の2	第10条第1項
17	老人ホーム廃止（休止）認可申請書	様式第10号の3	第10条第2項
18	有料老人ホーム事業廃止（休止）届	様式第10号の4	第15条第3項

(標準様式の取扱い)

第3 前条の表に掲げる様式に代えて、老人福祉法に基づく届出等の標準様式について（令和7年10月23日付け厚生労働省老健局事務連絡）により示された標準様式を提出した場合についても申請又は届出の手続は有効とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。